

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たまプラーザ テラス ノースプラザ
青葉区美しが丘一丁目7番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社
代表取締役 堀 江 正 博
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社東急百貨店 代表取締役 大 石 次 則 東京都渋谷区道玄坂 2丁目24番1号	株式会社東急百貨店 代表取締役社長執行役員 稲 葉 満 宏 東京都渋谷区宇田川 町37番5号

(4) 変更の年月日

令和7年8月1日

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年8月14日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急青葉台駅ビル

青葉区青葉台一丁目7番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀 江 正 博

東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか18者	株式会社 f i t f i t 代表取締役 木 下 宗 昭 東京都世田谷区用賀 4丁目5番7号 ほか15者

(4) 変更の年月日

令和8年2月28日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の出店のためほか

2 届出年月日

令和8年8月14日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
東急青葉台ビル・青葉台YSビル
青葉区青葉台二丁目1番地の1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
東急株式会社
代表取締役 堀 江 正 博
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定 ほか38者	株式会社アダストリア 代表取締役 北 村 嘉 輝 東京都渋谷区渋谷2丁目21番1号 ほか37者

- (4) 変更の年月日
令和7年8月12日ほか
- (5) 変更した理由
小売業者の出店のため ほか

2 届出年月日

令和8年8月14日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

たまプラーザ テラス ゲートプラザ
青葉区美しが丘一丁目1番地の2ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社
代表取締役 堀 江 正 博
東京都渋谷区南平台町5番6号

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社パルグループ プホールディングス 代表取締役 井 上 隆 太 大阪府中央区道修町 3丁目6番1号 ほか82者	株式会社パルグループ プホールディングス 代表取締役 児 島 宏 文 大阪府中央区道修町 3丁目6番1号 ほか82者

(4) 変更の年月日

令和7年3月1日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和8年8月14日

3 縦覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/hor-ei/horitsu/rittihou/joukyou/joukyou2.html>）